

議案第41号

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区印鑑条例の一部を改正する条例

葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に、「あたって」を「当たって」に改める。

第3条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき外国人登録原票に登録され」を削る。

第5条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録法の規定に基づく外国人登録証明書」を削る。

第7条第1号中「、及び外国人登録原票に登録され」を削り、「又は氏」を「、通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）、氏」に改め、「組み合わせたもの」の次に「又は通称の一部を組み合わせたもの」を加え、同条第2号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。

第8条第3号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次

に次の1号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受け
る場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

第10条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第12条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第15条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条中「まっ消し」を「抹消し」に改め、同条第5号中「又は名」を「、名又は通称」に、「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第6号中「まっ消すべき」を「抹消すべき」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を変更したため、登録されている印鑑が第7条第2項の印鑑に該当しなくなったとき。

- (7) 外国人住民である者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得したときを除く。）。

第20条第2項中「あたり」を「当たり」に改める。

付 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。